

# 高座清掃施設組合議会会議録

令和5年第2回臨時会

令和5年12月21日

## 議 事 日 程

令和5年12月21日

日程	議案番号	件 名
1		会期の決定について
2		会議録署名議員の指名について
3		議席の指定について
4	議案第9号	高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
5	議案第10号	令和5年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）

## 高座清掃施設組合議会第2回臨時会会議録

令和5年12月21日（木）午前10時、高座清掃施設組合議会第2回臨時会を高座クリーンセンター環境プラザ大会議室に招集した。

### 1 出席議員 15名

荻原健司君	内藤幸男君
笠間功治君	美濃口集君
石井麻理君	森下賢人君
天笠哲史君	倉橋正美君
畑井陽子君	藤澤菊枝君
古市正君	吉田みな子君
星野久美子君	森英之君
長瀬未紗君	

### 2 欠席議員 なし

### 3 付議事件

日程4 議案第9号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

日程5 議案第10号 令和5年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）

### 4 説明のため出席した者 13名

組合長 内野 優	参事兼周辺整備担当課長 平本和彦
副組合長 古塩政由	総務課長 菊地康之
副組合長 佐藤弥斗	総務課主幹 鈴木茂
事務局長 松本友樹	総務課主幹 鴨志田克巳
次長兼施設課長 小川隆太	施設課主幹 古郡哲也
会計管理者 鶴間由美子	施設課主幹 武石昌明

5 出席した事務局職員 5名

事務専門員 柳 田 信 英      総務課主査 野 中 大 樹  
総務課主査 丸 岡            太      総務課主事補 馬 場 洋 子  
総務課主査 山 田 健 太

6 傍聴者 12名

7 会議の状況 (午前10時 開会)

◎議長（荻原健司議員） おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。会議は成立いたしましたので、これより令和5年第2回高座清掃施設組合議会臨時会を開会いたします。

本臨時会開会に当たり、組合長より招集のご挨拶をお願いいたします。組合長。

〔組合長（内野 優）登壇〕

◎組合長（内野 優） 令和5年第2回議会臨時会招集に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。議員各位におかれましては、大変お忙しい中、本臨時会にご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、11月26日になりますが、昨年につき2回目となる高座SDGsフェスティバルを開催いたしました。当日は、プールやプラザを使った各種イベントに加え、三市の環境展示や、さらには海老名市消防本部の協力により、はしご車や起震車の体験も実施され、大変多くの方でにぎわいを見せ、大変好評を得ております。

また、現在は、市民の皆様がご不要になったイルミネーションを譲り受け、リユースイルミネーションを展望室の夜間開放と併せて開催しているところでございます。明日22日までの期間ではありますが、議員の皆様にもぜひご覧になっていただければと思っております。今後も様々なイベントを定期的開催することで、市民の方々との交流を図り、組合が所有する施設や業務について広く周知し、多くの方々に施設を活用していただきたいと考えております。

さて、本日ご提案申し上げます案件は議案2件でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願

いたします。

〔組合長（内野 優）降壇〕

◎議長（荻原健司議員） 会議に先立ち、報告いたします。例月出納検査及び定期監査の結果につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期を本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決しました。

次に、日程第2 会議録署名議員の指名についてでございます。会議規則第99条の規定により、議長において、石井麻理議員、星野久美子議員を指名いたします。

次に、日程第3 議席の指定についてでございます。議席の指定につきましては、会議規則第3条第2項の規定により、議長において指定いたします。11番森下賢人議員、12番倉橋正美議員、13番藤澤菊枝議員、14番吉田みな子議員、15番森英之議員。以上でございます。

次に、組合長より、本臨時会に上程される諸議案の一括説明を求めます。組合長。

〔組合長（内野 優）登壇〕

◎組合長（内野 優） それでは、本日ご提案申し上げます案件につきまして、一括してご説明を申し上げます。

初めに、日程第4 議案第9号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてでございます。本条例につきましては、人事院勧告及び神奈川県人事委員会の勧告を踏まえ、所要の改正を行いたいものでございます。詳細につきましては事務局長から説明をいたします。

次に、日程第5 議案第10号 令和5年度高座清掃施設組合一般会計補正予算

(第1号)でございます。今回の補正は、第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,774万1,000円を追加いたしまして、予算総額を歳入歳出それぞれ42億1,740万円とするものでございます。また、第2条では継続費の経費の総額及び年割額の変更を行い、第3条では繰越明許費を設定するものでございます。詳細につきましては次長から説明いたします。以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます、一括説明を終わります。

[組合長(内野 優)降壇]

◎議長(荻原健司議員) 組合長の説明が終わりました。それでは、日程第4議案第9号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長(松本友樹) 日程第4 議案第9号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

議案書は1ページ、2ページをお開きいただきたいと存じます。提案理由につきましては、先ほど組合長が申し上げたとおりでございます。

第1条は、高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正で、その内容でございますが、条例第21条の改正は、職員の期末手当の支給率を引き上げるもので、第2項の改正は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の期末手当の支給率を「100分の120」から「100分の125」に改めたいものでございます。また、第3項の改正は、定年前再任用短時間勤務職員の支給率を「100分の67.5」から「100分の70」に改めたいものでございます。

条例第22条第2項の改正につきましては、勤勉手当の支給率を引き上げるもので、第1号の改正は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の支給率を「100分の100」から「100分の105」に改め、第2号の改正は、定年前再任用短時間勤務職員の支給率を「100分の47.5」を「100分の50」に改めたいものでございます。

また、給料表を定めた別表第1の改正につきましては、3ページから8ページに記載したとおりでございます。

次に、議案書9ページをお開きいただきたいと存じます。第2条は、6月期及

び12月期における期末手当の支給率を平準化するもので、第21条第2項の改正は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の支給率を6月期、12月期ともに「100分の122.5」に改め、第3項の改正は、定年前再任用短時間勤務職員の支給率を6月期、12月期ともに「100分の68.75」に改めたいものでございます。

また、条例第22条第2項の改正は、6月期及び12月期における勤勉手当の支給率を平準化するもので、同項第1号の改正は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の支給率を6月期、12月期ともに「100分の105」から「100分の102.5」に改めたいものでございます。同項第2号の改正は、定年前再任用短時間勤務職員の支給率を6月期、12月期ともに「100分の50」から「100分の48.75」に改めたいものでございます。これによりまして、職員の期末勤勉手当について、年間「4.4月」から「4.5月」とし、定年前再任用短時間勤務職員につきましては「3.25月」から「3.3月」といたしたいものでございます。

次に、第3条は一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正となります。

特定任期付職員の給与について、第7条第1項の給料表を議案書9ページに記載する表のとおり改めたいものでございます。

また、条例第8条第2項の改正は特定任期付職員の期末手当の支給率を引き上げるもので、「100分の165」から「100分の175」に改めたいものでございます。

第4条は、第3条で改めた6月期及び12月期における期末手当の支給率を平準化するもので、条例第8条第2項の改正は、6月期、12月期ともに「100分の175」を「100分の170」に改めたいものでございます。これによりまして年間の支給率を「3.3月」から「3.4月」といたしたいものでございます。

附則でございますが、施行期日を、この条例中、第1条及び第3条の規定は公布の日から、第2条及び第4条の規定は令和6年4月1日とし、一般職職員及び特定任期付職員の給料表に関する規定につきましては令和5年4月1日から、一般職職員の期末手当、勤勉手当及び特定任期付職員の期末手当の規定につきましては令和5年12月1日から適用したいものでございます。

附則第2条は、一般職の職員及び特定任期付職員の給与について、既に支払われた給与は改正後の条例によります給与の内払いとみなす旨を規定するものでございます。

なお、議案第9号についての概要及び新旧対照表を参考資料として添付しましたので、後ほどご高覧いただければと存じます。以上、大変雑駁ではございますが、議員各位におかれましてはよろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

◎議長（荻原健司議員） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。吉田みな子議員。

◎（吉田みな子議員） 今の条例改正は、人事院勧告、神奈川県人事委員会勧告を踏まえたものとして理解をしています。その改正の中で、今回、期末勤勉手当の支給と、あと給料のいわゆるベースアップのことも含まれているかと思えます。特に引上げ幅が大きいのが初任給、若年層だと思います。念のため確認をさせていただきたいのですが、今の高座清掃施設組合の職員の年代別の分布、それと今回の給与引上げの幅というんですか、どのぐらいの幅が年代ごとで上がっているか、まずお聞かせください。

◎議長（荻原健司議員） 総務課長。

◎総務課長（菊地康之） まず、職員の年代別の分布でございますが、40歳代が16名、50歳代が25名、60歳代が13名というふうになっております。

給与のベースアップの幅についてなんですけれども、やっぱり40歳代の方が、その幅というものは大きくなっておりまして、平均の額で申しあげてもよろしいでしょうか。平均値になるんですが、40歳代の方が約7万1,000円になります。50歳代が約6万1,000円、60歳代の方が約3万6,000円というふうな金額の分布になっております。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） 吉田みな子議員。

◎（吉田みな子議員） 現状40代以上の方で、10代、20代、30代はいらっしやらないということで分かりました。年齢が上がっていくほど上昇率は低くなっていくということで理解しているんですが、今回、高座清掃施設組合は海老名市に倣うということが慣例で、条例上も合わせているかと思うんですが、割とこの給与の引上げというのは、自治体によって少し変わってきたり、金額的に異なったりということもおありかなというふうにちょっと承知しているんですけれども、逆に言えば、初任給というか、20代、30代がいらっしやらない中での引上げ幅の検討ということはされたんでしょうか。



◎議長（荻原健司議員） 総務課長。

◎総務課長（菊地康之） 20代、30代、若年層の方の給与改定等につきましては、人事院勧告等に伴う改定率、給料表も改定に合わせて当組合のほうも行ってまいりたいというふうに考えております。

◎議長（荻原健司議員） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） 質疑を終結したいと存じますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） 次に、賛成意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（荻原健司議員） 挙手全員であります。よって、議案第9号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきましては原案のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第10号 令和5年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。次長の説明を求めます。次長。

◎次長兼施設課長（小川隆太） それでは、議案第10号 令和5年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書の2ページをお開きいただきたいと存じます。第1表歳入歳出予算補正の歳入でございます。5款繰越金1項繰越金は、2億3,774万1,000円の増でございます。歳入合計も2億3,774万1,000円の増でございます。

続いて3ページ、歳出でございます。2款総務費1項総務管理費711万7,000円の増、4款衛生費1項清掃費481万7,000円の減、6款教育費1項保健体育費559万9,000円の増、8款予備費1項予備費2億2,984万2,000円の増で、歳出合計は2億3,774万1,000円の増でございます。

次に、4ページをお開きいただきたいと存じます。第2表継続費補正、1、変更でございます。本郷ふれあい公園（第二工区）整備事業において、公園外周道路側溝の改修、建築物箇所における軟弱地盤の改良を追加し、さらに人件費及び物価等の上昇が見込まれることから変更するものでございます。このことにより、継続費の総額を14億7,203万1,000円から17億9,787万3,000円に変更するものでございます。あわせて、令和6年度以降の年割額を記載のとおり変更するものでございます。

次に、第3表繰越明許費でございます。2款総務費1項総務管理費、旧事務棟測量業務委託は、跡地利用計画に伴う旧事務棟解体工事の基礎資料とする旧事務棟敷地及び周辺現況測量調査において、年度内完了が見込めないため設定するものでございます。翌年度繰越の上限額は440万円でございます。

その下、6款教育費1項保健体育費、高座施設組合屋内温水プール駐車場等補修工事は、屋内温水プール駐車場等補修工事において、年度内完了が見込めないことから設定するものでございます。翌年度繰越の上限額は559万9,000円でございます。

次に5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書でございますが、1の総括の説明は省略させていただきます。

次に、8ページ、9ページをお開きください。2、歳入でございます。5款繰越金1項繰越金1目繰越金2億3,774万1,000円の増は、令和4年度決算に基づく純繰越金でございます。

次に、10ページ、11ページをお開きいただきたいと存じます。3の歳出でございます。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費271万7,000円の増は、人事院勧告等に伴う総務課職員の給料及び職員手当の増額等でございます。2目財政管理費440万円の増は、旧事務棟測量業務委託によるものでございます。

次に12ページ、13ページをお開きいただきたいと存じます。4款衛生費1項清掃費1目清掃総務費は481万7,000円の減でございます。これは施設課職員の退職

及び人事異動等に伴う給料及び職員手当、共済費の減となります。

次に14ページ、15ページでございます。6款教育費1項保健体育費1目体育施設費につきましては、高座施設組合屋内温水プール駐車場等補修工事に伴う工事請負費となります。

次に16ページでございます。8款予備費1項予備費1目予備費2億2,984万2,000円の増は、歳出の差引額でございます。

18ページ以降につきましては、補正予算の給与費明細書等を添付してございますので、後ほどご高覧いただければと存じます。以上、大変雑駁ではございますが、議員各位におかれましては、よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（荻原健司議員） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。星野久美子議員。

◎（星野久美子議員） 4ページの継続費補正についてお伺いいたします。この継続費、本郷ふれあい公園（第二工区）整備工事の部分ということなんですけれども、今説明があったのは、外周道路の側溝の改修工事であるとか、軟弱地盤の補強ですか、それとあと人件費や物価の上昇等による高騰のための補正ということなんです。それぞれの金額を教えてください。1点と、あと、この工事に関わる入札が行われると思うんですけれども、その入札業者の要件ということをお示しいただけたらと思います。お願いします。

◎議長（荻原健司議員） 施設課主幹。

◎施設課主幹（武石昌明） それでは、ご質問にお答えいたします。まず、本郷ふれあい公園（第二工区）の理由別の金額でございます。最初に公園周辺道路の補修費は2,096万6,000円になってございます。それから、軟弱地盤の地盤改良費では1億2,910万7,000円を見込んでございます。そして3番目の人件費、建設資材等の物価上昇額の見込みは1億7,576万9,000円を見込んでおりまして、合計で3億2,584万2,000円と補正増をお願いしているところでございます。

それから、入札の要件の関係ですけれども、入札の参加要件については大きく3つ考えられるかと思えます。まず1点目は工種でございます。工事の種類ですね。こちらについては、造園または土木ということを考えてございます。それから2点目は、配置する技術者の資格等の要件でございます。現場代理人と主任技

術者には過去の施工管理経験を有すること。それから、主任技術者の資格といたしましては、1級土木施工管理技士又は1級造園施工管理技士の資格を有することを考えてございます。それから3点目として、これは一工区の条件から新たに追加するものになるんですけれども、2箇年継続の公園の整備工事費が非常に多額でありますので、構成三市内の業者の参入もお願いしたいと考えて、構成三市内業者を構成員とする特定建設工事共同企業体の結成も規定することを考えてございます。こういったことで、今後、入札等を考えていきたいと考えているところでございます。以上です。

◎議長（荻原健司議員） 星野久美子議員。

◎（星野久美子議員） 詳しい説明をありがとうございます。今、かかる金額について示していただいたんですが、人件費とか物価の上昇、ここが1億7,576万9,000円ですか、一番大きいというのが少々驚きなんですけれども、外周の工事と、あと軟弱地盤の工事と2つ示していただいたんですが、まず1点、ここは工事業者は別になりますか、それとも入札して受けた会社が全てやるのかをお示しいただきたいと思います。

そして、要件についてなんですけど、要件は大きく3つあるということで、1つ目と2つ目はもう書き取ることも大変だったんですけれども、3つ目に、一工区とは違って、2箇年あるので金額も多額になるということで、構成市、要するに座間市、海老名市、綾瀬市の、1つの業者ではなくて、その人たちが集まってやる、何とかセクターとかそういう感じになるんでしょうか、そういった形で、今までになかった形も考えていらっしゃる、そういう理解でよろしいですか。

◎議長（荻原健司議員） 施設課主幹。

◎施設課主幹（武石昌明） まず1点目の道路の補修と地盤改良についてでございます。道路の側溝につきましては、公園整備によりまして、どうしても壊さなければいけない部分が出てまいりますので、公園整備の中に含んでやってまいります。それから、地盤改良につきましても、公園区域内の地盤改良でございますので、これも公園整備区域の中に含んで施工してまいりたいと考えております。公園の工事の中でやっていきたいと考えてございます。

◎（星野久美子議員） ごめんなさい、業者の別に……。

◎施設課主幹（武石昌明） それから、業者については、一括で、この道路側溝

の補修も地盤改良もやっていきたいと考えてございます。

それから、2点目の共同企業体の関係なんですけれども、工事の金額が非常に大きゅうございますので、まず代表者となる方は、やはりいろんな資格、それから経営審査等の要件を満たしていただかなければなりません。ですから、この構成三市内で代表者になれる要件が整っておるならば、構成三市内の業者が代表者となってJVを組むことも可能であります。ただ、JVの代表者の要件が非常に厳しいので、なかなか構成三市内の業者が代表者になるということは難しいので、ほかの業者と構成三市の業者が一緒になって工事を入札するというところを考えているところでございます。以上です。

◎議長（荻原健司議員） 星野議員。

◎（星野久美子議員） ごめんなさい、最後にしますが、代表者はいろいろ制約がというか、要件が厳しいので、この構成三市の中からは出ない可能性もあるけれども、工事の部分では、その構成市の三市でできるようにしていくという理解でしょうか。

◎議長（荻原健司議員） 参事。

◎参事兼周辺整備担当課長（平本和彦） それでは、その入札に当たっての業者の条件ということでご質問でございます。平たく言いますと、親の企業があって、もう1社、子の企業がいるという考え方です。その親の企業というのが、先ほど主幹のほうからお話ございましたように、さらに厳しい条件を定めていますので、いわゆる三市から手を挙げるところがないんじゃないかと。一般的に全国規模でやっているような大手さんが入るんじゃないかとこのところでございます。その代わりに、一緒に組んでもらう子の企業、そこを構成三市から1社を選んでいただくというのを条件にして入札をしようかなというようなことを検討しているといったところでございます。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） 他に質疑はありませんか。畑井陽子議員。

◎（畑井陽子議員） 私からも1点お願いいたします。教育費の保健体育費のところ、高座施設組合屋内温水プール駐車場等補修工事が出されております。それでなんですけれども、まず、このフェンスを補修するのとコンクリートを補修するところなんですけれども、このことになった経緯といいますか、何年ぐらい使用されて劣化していったのかとか、どのようなところのコンクリートの補修に

なったのか、この経緯を教えてください。

◎議長（荻原健司議員） 次長。

◎次長兼施設課長（小川隆太） 経緯と箇所というところでございます。屋内温水プールにつきましては、平成5年、建設をされておりますが、そのとき駐車場とフェンスも含めまして施工しております。それ以来、特段手を入れていないところでございます。そういった中で、指定管理者と話し合いをする中でこの補修が必要だろうというところを協議するんですけれども、今回、補修箇所として、プール出入口の80㎡ほどのコンクリートと、あと川沿い、道路沿いのフェンス、こちらのほうを今回補修するという経緯となったところでございます。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） 畑井陽子議員。

◎（畑井陽子議員） ありがとうございます。それで経緯は分かったんですけれども、このフェンスというのが、道路がありまして、一応駐車場というくくりでいいのかなんなんですけれども、駐車場がありまして、建物との間にフェンスというところなんですけれども、まずフェンスの前が駐車場というくくりでいいのかなどを確認したいのと、あと、そのフェンスがなかなか、もし駐車場が駐車場であるならば、駐車場ということがなかなか分かりにくいところで、そこに何か案内などを示すような考えはないのかお聞きします。

◎議長（荻原健司議員） 次長。

◎次長兼施設課長（小川隆太） 議員ご指摘の川沿いの舗装もされていない部分かと思っておりますけれども、あちらにつきましては駐車場として利用しておりますが、あの用地につきましては高座清掃施設組合の土地ではなくて、河川用地という形で神奈川県所有になっておりますので、こちらを占用して使わせていただいているところでございます。あそこは、中の出入口を入った駐車場と川沿いも含めて利用者様の駐車場でございますので、現在あのおりに使わせていただいておりますので、こちらの案内等は、今のところ考えているところはありません。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） 畑井陽子議員。

◎（畑井陽子議員） その理由からなのかなとも推察はするんですけれども、現状として駐車場としてずっと使わせていただいていると。利用者にとってみれ

ば、ここが駐車場なのか、従業員の駐車場なのか、それとも自分たちが止めていいのかというところがなかなか分かりにくくて、そもそもを言えば、高座施設組合のプールがどこにあるかがなかなか分かりにくい。表示がないんですね。

今回、フェンスの補修というところですがけれども、それを大きな工事として表示を出してほしいというのは、指定管理のほうからもなかなか言いにくいところかなとも思うんですがけれども、そういった利用者目線で見えていくと、なかなか分かりにくい場所にあり、分かりにくい駐車場であり、駐車場は増えましたけれども、中の駐車場はちゃんとアスファルトで囲ってあって分かりやすいんですがけれども、外のあの曖昧な場所に関しては、砂利であり、そしてひもでくくられているので、どこに止めていいかというのも、雨の日なんかはなかなか分かりにくいというところで、その利用者目線に立っていろいろ検討して行ってほしいんですがけれども、そのあたりの研究というか検討というか、今後の予定がもしありましたらお願いします。

◎議長（荻原健司議員） 次長。

◎次長兼施設課長（小川隆太） なかなか分かりづらいところの利用者目線というところがございます。我々としても、指定管理者と月1回で報告会等を開いておりますので、その中で、今のところ直接のご要望等もない中でありますけれども、そういったところも気をつけながら、報告会を通じてご意見が上がってきたときに検討してみたいと思いますので、ご理解いただければと思います。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） 他に質疑はございませんか。石井麻理議員。

◎（石井麻理議員） 私も旧事務棟の測量業務委託についてお聞きしたいと思います。年度内に終了できないということで、今回、繰越明許費なんですが、この測量に当たっては、新たな本郷荘が建てられる予定ということで測量が行われているわけで、今後のスケジュール、本郷荘を建てられるロードマップ、そういったものがきちんと立てられて建てられているのかどうか、お聞きしたいと思います。

◎議長（荻原健司議員） 参事。

◎参事兼周辺整備担当課長（平本和彦） それでは、ただいまご質問いただきました旧事務棟の跡地利用のスケジュールでございます。まず、測量につきまして

は、今回、繰越明許という形で対応させていただいておりますので、今予定しておりますのは、来年度の5月までには大体終わるのではないかというふうに見込んでおります。

その後でございますけれども、まず、旧事務棟の解体工事、こちらを令和6年度の中で実施してまいりたいというふうに計画しております。また、跡地利用としまして、老朽化しております本郷老人福祉センター、こちらの更新施設を計画していることから、基本設計の実施も令和6年度の中で実施していきたいと。これらにつきまして、我々は、令和6年度の当初予算要求、こちらのほうに現在計上させていただいているところでございます。

その後、更新施設の整備でございますけれども、これはあくまでも予定でございますけれども、令和7年度から令和9年度にかけて、設計施工を実施してまいりたいというふうに計画しているところでございます。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） 石井麻理議員。

◎（石井麻理議員） ありがとうございます。それでは、設計するに当たって、我々もちょっと要望があるんですけれども、そういったものを反映させていただくことは可能なんでしょうか。

◎議長（荻原健司議員） 参事。

◎参事兼周辺整備担当課長（平本和彦） 更新施設に対しての御意見というところでございますけれども、組合が整備しております今回のこの本郷福祉老人センターはじめ、例えば屋内温水プール、それから本郷ふれあい公園、こういった施設につきましては、やはり焼却施設が持つ負のイメージ、こういったものを払拭するために、地元の本郷自治会並びに地域の方からの要望によって、周辺環境整備の一環として整備をさせていただいているものでございます。したがって、第一義としましては、まず地域の方からの声を伺い、その声を可能な限り整備計画の中に反映させてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） 石井麻理議員。

◎（石井麻理議員） では、最後にお聞きしますけれども、地域の方々のお声もきちんと反映されるということなんですが、この新しい施設をつくるに当たって、ビジョンなど、そういったものをお持ちでいるのか、そこだけ確認させてく



ださい。

◎議長（荻原健司議員） 参事。

◎参事兼周辺整備担当課長（平本和彦） 今回の更新施設のビジョンでございますけれども、まず地域の方々が触れ合うことができるような環境整備というのを考えているところでございます。それから、やはりこういったSDGsをはじめ循環型社会を形成するような流れがございますので、できればそういった施設の中で、そういう循環型社会の一端を担うような、そういったものをイメージしているといったところでございます。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） 他に質疑はありませんか。吉田みな子議員。

◎（吉田みな子議員） それでは、まず最初に、旧事務棟測量調査、本郷荘の移転ということで今ご答弁がありました。その調査内容の詳細をまず伺います。

2点目が、プール駐車場の工事内容と工事箇所の金額内訳をお願いします。

3点目ですが、プールは指定管理者で運営していると思いますが、その協定の中に指定管理者が負うべき修繕費の上限額があるかと思いますが、その上限額を伺います。

次が、今回のプールの改修における指定管理者との費用案分。今回、高座が持つということになりますが、指定管理者が費用を持つものについてもあるのか、協議内容も含めて伺います。

最後ですが、本郷ふれあい公園（第二工区）の工事進捗状況と、先ほど星野議員のご答弁の中で少し確認したいんですが、継続費で17億9,000万円ほど今回増額補正でかかるということなんですけれども、JVするしないという議論もある中で、今回3億円ぐらい増額になっていますよね。それは一番大きな工事部分が膨らむというような認識でいいのでしょうか。変更契約ということなのでしょうか。新たに入札で工事業者を決めるということなのでしょうか。以上、お願いします。

◎議長（荻原健司議員） 次長。

◎次長兼施設課長（小川隆太） それでは、ご質問にお答えします。私のほうからはプール駐車場等の補修工事のほうを回答させていただきます。

まず2点目、駐車場の工事内容、工事箇所の金額の内訳でございますが、本工

事の内容でございますが、まずプールの駐車場の出入口付近のコンクリート舗装の補修、これが約80㎡ということで、こちらの工事費は、税抜きですけれども180万円程度となるということでございます。続きまして、フェンス設置工事です。こちらについては約132m付け替える工事でございます。道路沿いの白いフェンスとなつてございまして、こちらについては約330万円税抜きという形の金額になってございます。続きまして、指定管理者との協定における指定管理者が負うべき修繕の上限という形でございますけれども、費用としては年額で税込み100万円を上限というふうにしてございます。

3点目、今回の改修における指定管理者との案分という形でございますけれども、指定管理者につきましては、今申し上げたとおり100万円を上限として修繕を行う、軽微な修繕という形でございます。弁のパッキンの交換だったり、トイレドアのハンドルの交換等、そういう軽微なところでございます。今回は両方とも100万円を超えているというところもありまして、本組合のほうで工事補修を行うところでございます。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） 参事。

◎参事兼周辺整備担当課長（平本和彦） 私からは、1点目の旧事務棟の測量調査の内容について、お答えのほうをさせていただきます。今回の調査では、まず基準点測量、それから水準測量、それから現地測量、それから地形の横断測量、これらの工種の発注を計画しております。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） 施設課主幹。

◎施設課主幹（武石昌明） 私のほうから本郷ふれあい公園（第二工区）についてお答えいたします。まず1点目の進捗率です。本郷ふれあい公園（第二工区）の工事進捗状況ですけれども、令和5年度は今年度単体で工事を発注してございまして、この令和5年度の工事の契約ベースでは、12月現在、約75%が完了しているところでございます。あと、今回の本郷ふれあい公園（第二工区）は3箇年の計画を持ってございます。今後、令和5年度の工事が完了することによって、3箇年の中で約5%の進捗になります。

それから、2点目の新たな業者になるのかということなんですけれども、6年度、7年度はこれから入札を行うことになりますので、新たな業者になってまいります。ですから、この継続費の補正は、今後発注するための増額をお願いして

いるということになります。以上です。

◎議長（荻原健司議員） 吉田みな子議員。

◎（吉田みな子議員） では、まずプールについてなんですが、これは先ほど、平成5年にできてからは改修はされていないということでした。事前にいただいた資料の中でも該当箇所を見せていただきましたが、もうずっと経年劣化、長い間かけて、腐食も含めて進んできたかと思います。当初予算ではなくて、ここの補正で、このタイミングで補正を組んだその理由とといいますか、もっと前から協議等があったべきだったのかなと思うんですが、そのあたりの要因と、その協議のもう少し詳しいところを教えてくださいたいと思います。

本郷のふれあい公園なんですが、来年度、かなり大きな工事の入札発注になるということですが、軟弱地盤もあるということですが、それは詳細設計の中では当初は盛り込んでいなかったという認識でいいのか、そこを教えてくださいたいのと、川が近いということで、かつていろいろな形で、地下水とといいますか、そういうものも今も抱えていらっしゃるのかなと思うんですけども、そのあたり、調査をやっていくと、より費用がかかっていくということもあり得るのかということも教えてくださいたいということと、では本体工事はどのぐらい費用としてかかるのか、17億円のうちのどのぐらいの金額を見込んでいるのかを教えてください。

それと本郷荘の移転についてなんですが、先ほど全協の中で、地元の方から今後のこの高座施設の更新に当たって費用を積み立てていったほうがいいのかというお声があったとお聞きしました。その本郷荘が費用としてどのぐらいかかるのか。これも税金ですね、三市の税金が使われている。人口が減少していくという中で、建てる、そしてランニングコスト、本当に必要な……。もちろん地元からの要望があったとしても、今後本当に支出として可能なのかどうか、そこも本当に考えなきゃいけないと思っているんですが、費用的な面、それとランニングコスト的な面も含めてどのようにお考えになっているか、お聞かせください。

◎議長（荻原健司議員） 次長。

◎次長兼施設課長（小川隆太） まずはプールの改修、補修の部分ですね。なぜこのタイミングかということでございますけれども、フェンス、コンクリートに

つきましては、指定管理者のほうが日常的に見回りを行っているという中で、亀裂等やフェンスの劣化については確認はできておりました。実は次年度予算で対応も考えたところではございますが、ちょっと今年度に入りまして亀裂が5 cmの段差になってしまって、亀裂が全部がたがたになってしまったという状況もあるということ、フェンスにつきましても劣化状況が厳しいと確認できましたので、プールの利用は、ご存じのとおり、夏場がやっぱり多いということもありますので、利用者が利用する前に工事を終わらせたいというところもございましたので、ここで発注させていただきたいということでございます。プールは以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） 施設課主幹。

◎施設課主幹（武石昌明） 本郷ふれあい公園（第二工区）についてでございます。まず1点目の敷地の軟弱地盤の当初の考えはということでございます。実際、実施設計のときに土質調査をやってございます。このときに軟弱地盤は確認されておりましたが、ただ、令和5年度、今年度に1次造成として盛土を行うという計画でございましたので、果たしてこの盛土によってどのぐらい軟弱地盤が沈むのかということ、まずは検証してからでもよろしいのかなということ考えてございました。

それから、今後の増額はどうかということでございます。今のところ、ありとあらゆる、全体的に工事はほとんど見込んでございます。ただ、一番心配されるのが、やはり物価の上昇、人件費の上昇が今後どのように上がっていくのかということが考えられます。当然契約後もスライド条項等の考えが請負者から出てまいりますので、そういったことで増額になるということは考えられるかと思えます。

それから、公園の本体工事はどのくらいかということなんですけれども、本体工事につきましては、先ほどの外周の道路の側溝の補修費を除いた部分が全て公園の本体工事になりますので、今、2,096万6,000円を増額をお願いしているところなんですけれども、これを除いた部分が全て公園の施設工事になります。以上です。

◎議長（荻原健司議員） 参事。

◎参事兼周辺整備担当課長（平本和彦） それでは、3点目の現在の本郷荘の更

新についてでございますけれども、まず、必要なかというふうなご質問でございました。現在の本郷荘でございますけれども、高齢者に限って団体の事前予約制という形で利用しております。ちょっと今、手元にその利用実績というか数値がないんですけれども、ただ、構成三市の高齢者の団体から結構ご利用いただいているという実態がございます。ですから、今後、そういった交流の場としての活用を考えていくと、やはり私どもとしては必要ではないかなというふうに考えております。

あと、費用でございますけれども、まず建設費用等につきましては、先ほども石井議員のご質問に答弁させていただきましたとおり、来年度、基本設計を行います。その基本設計の中で施設規模等も決めていきたいというふうに考えておりますので、現時点で幾らというところまでは想定しておりません。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） 吉田みな子議員。

◎（吉田みな子議員） 最後、3点目ですが、プールについてですけれども、今回フェンス付け替え132mって、かなり全面的な付け替えになるんでしょうかね。なので、今回、アスファルトが5cmの亀裂も併せて、全面的に改修に踏み切ったと理解をするんですけれども、やはり指定管理者の中で可能な限り、修繕できるものについては細かくやっていくことが安全対策としても重要だと思います。特にフェンスの腐食の部分については、かなりがたがたきていたり、ちょっと引っかかりたりということもあったんだと思うんですね。であれば、今後は指定管理者のほうにも、放置しないで、対策できるところは修繕費の中で対策するように求めていただきたいと思います。そのあたりのお考えと協議の内容についてお答えいただきたいと思います。

本郷公園についてなんですが、人件費とか物価上昇については本当にそのとおりで、まだまだ見えないところがあるかと思います。軟弱地盤についてなんですが、盛土をやってみて実際にどのぐらい費用がかかるか検証した結果の今回の金額ということではよろしいかということと、この軟弱地盤について費用の増加の見込みということはお考えになっているかということをお聞かせいただきたいと思います。

本郷荘については、3月、一般質問等もあるので、議論を深めていきたいとは

思っていますので、質問としてはこの2点についてお願いします。

◎議長（荻原健司議員） 組合長。

◎組合長（内野 優） 当然三市でも指定管理をやっていると思いますけれども、こういった問題はどこでも出ています。しかしながら、指定管理は指定管理の中で、一定線の役割を持っていますけれども、行政財産である運営管理はやっていますけれども、いわゆる大規模な整備とか修理というのは各市でやっている。それはいろいろ三市でも違うと思いますけれども、海老名市ではそういう状況になっています。よって、吉田議員さんは海老名のことを知っているじゃないですか。それを高座は、ある程度、海老名を見習って指定管理をやっていますから、当然そういった部分は出てきます。それを指定管理におんぶに抱っこにすると、指定管理も大変な状況になります。そういった部分で、今回は指定管理と相談の上でこういうふうになったという経過がありますから、当初予算ではなくてこういった補正になったということでご理解いただきたい。

それから最後の本郷荘の問題で、2番目は事務局のほうで、本郷荘の関係は地元との約束であります。これははっきり申し上げて。それを必要か必要じゃないかという問題じゃありません。私が組合長として、副組合長、三市の3人いますけれども、地元と約束した以上は、やっぱり約束を果たすという発想です。ランニングコストがどうか、それは今後の問題です。どのくらいの規模でやっていくか。それから石井議員さんが言ったとおり、議員さんの要望もやっぱりある程度聞く必要があります、これは税金でやっている以上は。だけれども、それをつくるかつからないか、ランニングコストが幾らか、そんないわゆる不必要のような形を言ったら、地元との約束は守れないじゃないですか。それははっきり言って、どういうものをつくるのか、いわゆる限度があるんですかと、そういう問題ならいいです。ランニングコストは幾らなのか、いわゆる原点に戻って必要か必要じゃないかという議論は、私ははっきり言ってやる必要はないと思っています。議員の意見としては聞きますけれども、はっきり言って、それは見解の相違でありますから、私は組合長として地元と約束したことは絶対守ります。それが私の責任ですから。

そのときに、いわゆる施設更新をやったときに、いなかったと思いますけれども、一生懸命、2年間かけて三首長がお願いしました。その中でいろいろ出てき

たことを一つ一つ約束を果たしています。それを今の段階で、基本設計もできていないのに、ランニングコストが幾らか、それから規模は幾らか、それはちゃんとお示しします、税金である以上。だけれども、基本的な問題としては、このつくることは地元の皆さんと約束をし、地元の皆さんは、今のところにつくり替えたいという話がありました。あそこにつくり替えるのは、やっぱり新幹線をまたぐので、こちらにさせていただきたいということをお願いして、地元の皆さんも理解をしていただいて、ここになったわけです。そういった部分では、いわゆる地元にとっていいもの、迷惑施設じゃない施設になっていく、そういった歓迎される施設にしていきたい。それとともに、三市の市民の方が利用したときに、いい施設だというものをつくっていききたいというふうに思っています。それが私の考え方です。以上であります。

◎議長（荻原健司議員） 施設課主幹。

◎施設課主幹（武石昌明） 本郷ふれあい公園の軟弱地盤の今後の変更はあるのかというご質問です。今回の補正では、最大限軟弱地盤を改良していこうということで、主要な部分を重点的にやっております。ですから、今後増えるようなことはないのかなと考えてございますけれども、また何らかの影響が出れば、地盤改良は必要なのかなと考えている次第です。以上です。

◎議長（荻原健司議員） 次長。

◎次長兼施設課長（小川隆太） 修繕費の関係ですけれども、今、組合長がおっしゃっていただいたとおり、本組合についても海老名市に倣ってやっているところです。その中で、実際には、先ほど言ったとおりに指定管理者と月1の報告会をしながら、修繕箇所があった場合については、本組合の職員もその確認をして、それで分かったということで実施しております。修繕費の管理のほうもうちのほうでやってきておりますので、ご意見いただきましたので、それを踏まえて今後やっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

◎議長（荻原健司議員） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） 質疑を終結したいと存じますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） 次に、賛成意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（荻原健司議員） 挙手全員であります。よって、議案第10号 令和5年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事は全て議了いたしました。これをもちまして会議を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。

（午前11時 閉会）

以上は、会議の顛末であるが、その内容に相違ない事を証するために、ここに署名する。

令和5年12月21日

高座清掃施設組合議会議長 荻原健司

高座清掃施設組合議会署名議員 石井麻理

高座清掃施設組合議会署名議員 星野久美子